

宮崎県福祉サービス第三者評価基準

評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

(保育所版)

I-1-(1)-①

保育所の使命・役割を反映した保育所（法人）の理念や保育理念、基本方針を策定し、職員、保護者等に十分な理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには福祉サービスの質の向上に向けた取組等、これからの社会福祉の方向性が規定されています。
- 本評価基準では、実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた保育所（法人）の理念や基本方針が具体的に示されているかどうかを評価します。
- 保育所（法人）には、児童憲章、児童の権利に関する条約や児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を踏まえて、保育所の使命・役割を反映した保育所（法人）の理念や保育理念、基本方針を策定するとともに、それに基づいた運営を行うことがのぞまれます。
- 理念は、保育所の社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、職員の行動規範であることから、保育所運営を進める上での基本となるため、「経営者の頭の中にある」といったことではなく、職員や利用者等へわかりやすく伝えることを前提として明文化されていることが必要となります。
- 基本方針は、保育所（法人）の理念、保育理念に基づいて保育所がもつ役割や機能、保育に対する考え方や地域との関わり方等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識付けや子どもへの接し方、保育サービスへの具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する保育サービスに対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、当該保育所に対する安心感や信頼を与えることにもつながります。
- 第三者評価では、保育所（法人）の理念、保育理念とあわせて、実施する保育サービスに関する基本方針が明文化されていることを基本的な事項として重要視しています。職員や保護者等へわかりやすく伝えることを前提としていることも、保育所（法人）の理念、保育理念と同様です。
- 保育所によっては「基本方針」を年度ごとに作成する事業計画の「重点事項」としている場合もあるようですが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置付けています。
- 理念や基本方針は、保育に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。
- 本評価基準では、理念や基本方針を文書にして職員に配付することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

- 評価方法は、訪問調査において、組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 理念や基本方針は、組織の保育に対する考え方や姿勢を示すものですから、職員に限らず、保護者等にも周知することが必要となります。保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって実施する保育サービスに対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。
- 保護者等に対する周知では、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取することを基本とします。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 保育所（法人）の理念、保育理念、基本方針が文書（事業計画等の事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 保育所（法人）の理念及び保育理念から、保育所が実施する福祉サービスの内容を踏まえた保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることが出来る。
- 基本方針は保育所（法人）の理念、保育理念との整合性が確保されている。
- 理念や基本方針を会議や研修会において説明している。

< a 評価項目 >

- 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

< 特記項目 >

- 理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、保育所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

言葉の定義

保育理念：保育所が保育を実施する上での根本的な考え方などを示す。

保育サービス：保育所の利用者（通常の利用者だけでなく、地域の子育て家庭も含む）に対する業務全般を指す。

基本方針：保育理念を具体化するための取組の基本的な指針、方向性

職員：常勤・非常勤または職種を問わず、当該保育所に雇用されているすべての職員を指す。一部業務を外部委託している場合、その職員は含まないものとする。

I - 2 - (1) - ①

理念や基本方針に沿った事業計画を策定し、職員、利用者等に周知している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準におけるポイントは、単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることです。
また、本評価基準は、理念や基本方針に沿って、実施する福祉サービスのさらなる充実や課題の解決等を含めた目標を明確にし、その実現に向けた取組を、各年度の事業計画に反映していくことを求めています。
- 毎年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要があります。このため、数値化が可能なものについては、できる限り定量的な分析を行うことが求められます。
- 事業計画の策定にあたっては、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点と、内容によっては保護者等の意見を集約して事業計画に反映していくことも求められます。
- また、事業計画の実施状況については、評価・見直しを行い、次の策定計画や計画の変更にその内容を反映していく必要があります。計画策定と評価・見直しは一連の流れと位置づけられます。このため、これらの評価・見直しについても、関係職員等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施していることも求められます。
- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。職員に対する周知では事業計画を文書にして配付することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について管理者から聴取して確認します。
また、職員や保護者等への周知に向けての取組については、あわせて職員への聴取・確認を行うことによって周知の状況を把握することになります。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 事業計画が、理念や基本方針に基づいて策定されている。
- 事業計画には、各年度における事業内容が具体的に示されている。
- 計画が一部の職員だけでなく、組織的に策定され、職員に周知されている。
- 事業計画が単なる「行事計画」になっていない。

< a 評価項目 >

- 事業計画は、数値化が可能なものについては、数値目標を設定することによって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。
- 事業計画を保護者等へ分かりやすく説明している。

< 特記項目 >

- 事業計画の職員等への周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

Ⅱ－1－(1)－①

事業経営（運営）を取り巻く環境を把握するための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、事業経営（運営）の基本として、組織として外的な動向を把握するための取組を行っているかどうかを評価します。
- 社会福祉事業全体の動向、保育所が位置する地域での保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化等のデータは、事業経営（運営）を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。
- さらに本評価基準は、把握された情報やデータを基に、園の現状分析を行い、将来に向けて、園の目標を設定し、実現に向けた取組を行っているかどうかも重要です。
情報把握の目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持にあります。
- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況について、具体的な資料等を確認します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握するための方法をもっている。
- 在園児の分析を行い、園の利用状況や通園エリア等の把握を行っている。

< a 評価項目 >

- 子どもの数や世帯構成等について、保育所が位置する地域での特徴・変化等を把握している。

< 特記項目 >

- 把握された情報やデータを基に、園の現状分析を行い、目標を策定している。

Ⅱ－1－(1)－②

経営（運営）状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、経営（運営）状況を具体的に把握・分析する取組が行われているかどうかを評価します。
- 評価のポイントは、経営（運営）状況の把握・分析のための方法が組織として確立された上で、その取組が行われているかどうかという点です。経営者や管理者が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置付けることはできません。
- 経営（運営）上の問題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。
- 評価方法は、把握・分析を実施する頻度、職員への周知方法、改善へ向けての仕組み等、具体的な内容について聴取を行います。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 定期的に収支の進捗状況について把握している。

< a 評価項目 >

- 決算書類等を職員に積極的に開示する等、経営状況を職員に周知しており、業務改善等について、職員からの意見を求めたり、話し合う場を設け、職員にコスト意識を持たせているとともに、課題発見に努めている。
- 管理者は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 発見した課題に基づき、事業の必要性を十分考慮した上で、改善に向けた取組を行っている。

Ⅱ－２－(1)－①

職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善するように努めている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育サービスを充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。労働法令の遵守は当然のこととして、職員の就業状況や意向を把握、その結果を分析・検討し、必要があれば改善するといった仕組みが必要となります。
- 職員の状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェック、疾病状況のチェックなど客観情報の把握のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。
- また、把握された意向や就業状況チェックの結果について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価の対象となります。
- なお、本評価基準においては、労使間の労働契約、労働争議の観点ではなく、業務改善のための管理者の姿勢、取組といった観点で評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、職員の就業状況や意向等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。
- また、本評価基準では、職員の処遇の充実を図るという広い観点から「従事者の健康の保持増進」、「余暇活動の充実」、「生活利便の向上等の各種ニーズに応じた福利厚生」の取組も評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。
- 職員の意向を定期的に把握している。
- 把握した職員の意向や就業状況チェックの結果を、分析・検討している。

< a 評価項目 >

- 分析した結果に基づき、職員の業務軽減などの改善策を講じている。
- 職員の福利厚生の取組を行っている。

< 特記項目 >

- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- 希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。

Ⅱ－２－(2)－①

研修に対しての基本姿勢が示され、個別職員に対しての教育・研修計画を策定し、実施している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、保育サービスの質の向上のために定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければならないという点です。年度ごとに連続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、保育サービスの質の向上に対する取組の一環と位置付けることはできません。組織として目的意識をもった研修計画が策定される必要があります。
- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、技術水準や技能の向上といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針に明示していることを求めています。
- 保育サービスの質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、職員全体についての教育・研修を対象とします。
- 組織としての目的意識が明確にされているかどうかを評価しますので、単なる研修計画表は評価の対象となりません。組織が求める職員の技術や質について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が必要になります。
- なお、研修は外部研修でも施設内等で行われる研修であってもかまわないものとしています。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして評価します。
- また、本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について、計画の策定と教育・研修の実施の観点から評価します。
- 組織は、基本姿勢に基づいてそれぞれの職員に求められる知識や技術等について、分析を行い教育・研修内容を決定していきます。さらに、実施された教育・研修成果の評価を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。
- 基本姿勢を踏まえた教育・研修計画であるかどうか、一人ひとりの職員のもつ技量等を評価・分析し、その結果に基づいて計画が策定されているかどうか、その計画の策定の際に経験年数や将来への意向等を考慮しているかどうか、さらに実際に計画に従った教育・研修が実施されているかどうかの評価のポイントとなります。

評価の着眼点

< 評価項目 >

- 組織が目指す保育サービスを実施するために、基本方針の中に、組織が職員に求める基本姿勢や意識を明示している。

- 個別の職員の知識、技術水準、技能の必要性などを把握している。
- < a 評価項目 >
- 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。

言葉の定義

研修：保育所内外において実施される意図的・計画的・組織的なものを指す。

Ⅱ－２－(2)－②

職員研修の評価を行い、次の研修計画に反映させている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について研修成果の評価が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや評価が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- また、研修成果の評価が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。
- 報告レポートや当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価を行っている。

< a 評価項目 >

- 評価された結果を次の研修計画に反映している。

< 特記項目 >

- 評価された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

Ⅱ－２－(2)－③

研修を受けた内容や結果を職員全体に周知させ、保育業務に反映している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、研修を受けた内容や結果を職員全体に周知しているかどうかを評価します。
- あわせて、研修内容や結果を保育業務に反映しているかを評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 研修を終了した職員が、研修内容を発表する機会を設けるなど、研修内容を全職員に周知している。

< a 評価項目 >

- 職員が受けた研修内容を保育業務に反映している。

Ⅱ－２－(3)－①

実習生の受入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育士をはじめとして福祉の人材を育成することは、保育所の社会的責務の一つです。地域の特性や保育所の規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備されている必要があります。
- 本評価基準では、まず組織として実習生受入れの意義や方針が明確にされ全職員に理解されているかが評価の対象となります。
- 次に体制整備としては、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、保護者等への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、職員への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- なお、本評価基準では、保育士資格取得のために受け入れる実習生が対象となります。
- 実習生を受け入れるにあたっては、養成校との連携のもとで保育所としてもその実習生の実習効果があがるよう、実習の受入れ準備段階から実習終了時までの各段階を通じてさまざまな工夫が期待されます。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。
- 実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明している。
- 実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目がマニュアルに記載されている。
- 受入れにあたっては、保育士養成校との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。

< a 評価項目 >

- 保育士養成校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても実習効果をあげる工夫を行っている。

< 特記項目 >

- 実習指導者に対する研修を実施している。

言葉の定義

保育実習：保育士養成課程において「保育実習」はより重視されるようになってきている。養成における現場経験の必要性と後進の育成という意味において、可能な範囲での積極的な受入れや指導が望まれる。

Ⅱ－3－(1)－①

緊急時（事故、感染症、食中毒発生時等）に対応できるマニュアルがあり、組織として体制を整備し機能している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な保育の質の保証であり、保護者等が強く望むものです。安全確保のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、保育の質の向上を目指す意味からも事故防止等に積極的に取り組む必要があります。
- 安全確保のための体制の確立には、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 安全確保の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。子どもの安全確保を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、子どもの安全等に関する意識を職員全体で向上させていくことにもつながります。
- 具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）②担当者の設置、③検討の場の設置、④マニュアルの見直し等が挙げられます。
- 中でも、子どもが集団生活を営む保育所において感染症は重大な意味をもち、感染防止は保育の重要課題です。
- 感染症対策としては、発病時における対策と感染予防に関する対策とに大別することができます。
- さらに、発病時においては、病児に対する対応と他の子どもに対する対応とがあり、病児については、適切な治療を早期に受けて順調な回復を図ることが重要となります。あわせて、他の子どもへの感染防止に配慮した保育を行うことも必要です。
- 他の子どもたちについては、健康状態のチェックを行い、保護者に対して発生している感染症に関する情報提供を行うことが重要です。
- 予防対策としては、個々の感染症が流行する時期には、特にその感染症に関する情報を提供したり、予防接種を勧奨したりすることが必要であり、これらの活動は嘱託医との密接な連携のもとに展開することが望ましいといえます。
- あわせて、感染症に関するマニュアルを整備するとともに、日頃からマニュアルに基づく職員研修や取組が重要となります。
- また、本評価基準では、食中毒や事故が発生した場合の対応マニュアルの整備状況及び、そのマニュアルに基づく職員研修の実施等を評価します。
- 食中毒が発生した場合には医療機関との連携のほか、保健所や所轄庁等への報告等の様々な対応が、事故が発生した場合にはケースによってさまざまな対応が求められることとなります。

- そのため、万が一に備えて対応フローや緊急連絡先の一覧、救急措置に関する知識と実践方法、保護者等との連絡方法や連絡網等について、食中毒や事故別にマニュアル化しておくことが必要となります。
- あわせて、マニュアルに沿った対応が確実に行われるよう、日頃より職員におけるマニュアルの周知やそのための研修の実施等が継続的に確保されていることも求められます。
- なお、マニュアルは保育所の状況に応じて保育所独自に作成したものが望ましいが、自治体等が作成したものを利用してもよいこととします。また、マニュアルの内容としては、職員の共通理解と園内体制、関係機関との連携、保護者への取組、施設設備面における安全確保、近隣地域の危険箇所の把握、通所時における安全確保、保育所外活動における安全確保、施設開放時の安全確保、等があげられます。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 感染症に関するマニュアルの整備、職員研修等は、嘱託医、看護職または地域の保健所等の専門機関、専門職員による指導、指示等を受けて実施している。
- リスクの種類別に、対応マニュアル等を作成し、会議や検討により職員に周知している。

< a 評価項目 >

- リスクの種類別に、担当者等を中心にして、安全確保に関する検討会を開催し、必要に応じたマニュアルの見直しを行っている。
- 検討会には、現場の職員が参加している。
- リスクの種類別に、子どもの安全確保に関する担当者を設置するなど、命令系統・役割分担等が明示されている。
- マニュアルに基づく職員に対する研修が行われている。
- 緊急時の発生状況を保護者や全職員（非常勤職員を含む。）に通知する手段を明確にし、職員に周知している。
- 感染症発生の際には、当該感染症に関する早期発見や早期対応の実際、予防対策をあわせて通知している。

言葉の定義

感染症：病原体が体内に侵入して発病するものをいい、その種類は多い。保育所で最も大きな問題になるものは、人から人（主に子どもから子ども）へ伝播されるものであり、時には多くの子どもが罹患する危険性を孕んでいることを認識しておかなければならない。子どもに多い感染症の大半は、学校伝染病としてその対応が提示されている。すなわち出席停止期間を設定し、病児から健康な子どもに病原体がうつらないような措置をするものである。この期間は、病原体が病児から排出される期間である。これはそれぞれの病気に特有のものであり、子どもの年齢や生活の場所によって異なるものではない。また、感染症対策としては、子どもに予防接種を行うことである。予防接種は、ワクチンを投与して人為的に免疫をつけることであり、予防接種法によって実施する。

Ⅱ－3－(1)－②

地震、津波、風水害、火災等の災害時に対する利用者の安全確保のための取組みを行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者の安全を確保するためには、保育上のリスク対策のみならず、災害時に対しても、組織的に対策を講じることが必要です。
- 特に保育所においては、利用者の安全を確保するとともに、保育や子育て支援を継続することが求められます。「事業の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組みを積極的に行っているかどうかを確認します。
- 例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどがあげられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し、全職員に通知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどがあげられます。
- 新入、進級時や訓練の際に災害時の対応について保護者と話し合ったり、保護者への引継ぎの方策などを決めておくことがあげられます。
- 災害時は緊急を要し、速やかに避難しなければならないことから訓練に際しては、地域との連携が必要です。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- 災害時に対応できるマニュアルがあり、対応体制が決められている。

< a 評価項目 >

- マニュアル等についての研修が行われ、関係職員に周知活動が行われている。
- マニュアル等は定期的に点検が行われ、必要に応じて見直しが行われている。
- 利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。

< 特記事項 >

- 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- 地元の消防署、警察、自治会などと連携するなど工夫して訓練を実施している。

Ⅱ－3－(1)－③

園児の安全確保のためのリスクを把握し、安全確保に向けた具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの事故防止のための体制整備の面では施設長等のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。
- 本評価基準のポイントは、子どもの事故防止に向けた取組を、いかに組織的に実施しているか、そしてその取組が具体的かどうか、という点にあります。
- 中でも、組織として子どもの安全管理を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施しているかどうか、そして収集した事例を有効に活用しているかどうか、という点は重要です。
- 事例の収集は、子どもの安全確保を目的に組織として情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。職員個人の反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、職員の「危険への気付き」を促す効果が生まれます。
- 要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげているものを評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 園内で起きた事故や、事故等につながりそうな事例を収集し、所定の書式に記録するとともに、職員の参画のもとでその原因分析を行い、再発防止や未然防止のための課題発見や施策を行っている。
- 事故防止のためのチェックリスト等があり活用している。

< a 評価項目 >

- 子どもたちに対する安全教育を実施している。
- 会議・研修等により、事故防止に関する検討や職員に対する意識啓発の取組を行っている。
- 社会で起きた大小の事故の例をもとに、マニュアルに加筆し、日常の実践にそれを反映している。

< 特記項目 >

- 事故防止策等の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

Ⅱ－3－(1)－④

虐待の対応時のマニュアルを作成し、関係機関等に通告を行う体制が整っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所は社会福祉施設の中でもとりわけ地域に身近な施設として児童虐待を比較的発見しやすい面があります。
- そのため、日頃から児童虐待の兆候を見逃さないように保護者や子どもの様子に細心の注意を払うことが必要であり、職員にもそのための意識を涵養することが重要です。
- 虐待が疑われる子どもを発見した場合には、一人の保育士や保育所単独で対応することが困難であることから、確実に施設長に情報が届く体制を整備しておくだけではなく、市町村や児童相談所、福祉事務所等に照会、通告するための体制整備が必要となります。
- 本評価基準では、虐待が疑われる児童を発見した場合に、速やかに関係機関に照会、通告することができるような体制整備の状況を評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 児童虐待を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備するとともに、職員に対する周知の取組を行っている。
- 嘱託医、地域の児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所や市町村の保健センターなど、虐待対応に向けて連携を図るべき関係機関が特定され、連絡や協力が可能な状態にある。

< a 評価項目 >

- 職員に対して虐待が疑われる子どもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取組を行っている。

言葉の定義

虐待への対応：虐待への対応は、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年制定）」の、「児童福祉施設の職員・・・は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない（第5条第1項）。前項に規定する者は、・・・国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。（同条第2項）児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない（同条第3項）」及び「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、・・・市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない（第6条第1項）」という条文に示されるとおりである。また、「保育所保育指針」においても、「児童虐待などの対応（第12章健康・安全に関する留意事項）」が記されている。特に保育所における早期発見については、「登所時や保育活動のあらゆる機会に可能であるので、子どもの心身の状態や家族の態度などに注意して観察や情報の収集に努める」こと

としている。

虐待が疑われる子どもの特徴：「発達障がいや栄養障がい、身体に不自然な傷・皮下出血・骨折・やけどなどの所見、脅えた表情、暗い表情、極端に落ち着きがない、激しいかんしゃく、笑いが少ない、泣きやすいなどの情緒面の問題、言語の遅れが見られるなどの発達の障がい、言葉が少ない・多動・不活発・乱暴で攻撃的な行動、衣服の着脱を嫌う、食欲不振・極端な偏食・拒食・過食などの食事上の問題が認められることもある」。家族の態度としては、「子どものことについて話したがらない。子どもの身体所見について説明が不十分であったり、子どものことに否定的な態度を示すなど、子どもをかわいがる態度が見受けられず、必要以上にしつけが厳しく、またはよく叱ることがある」。

Ⅱ－3－(1)－⑤

調理場、水廻り、調乳室、調乳設備等の衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な保育の質の保障であり、保護者等が強く望むものです。衛生管理のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、保育の質の向上を目指す意味からも積極的に取り組む必要があります。
- また、衛生管理のための体制の確立には、施設長等が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 衛生管理の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。衛生管理を目的としたマニュアル等を整備した上で組織内のシステムを確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくことにもつながります。なお、マニュアルは保育所の状況に応じて保育所独自に作成したものが望ましいが、自治体等が作成したもの、またはそれに準じたものを利用していてもよいこととします。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 衛生管理マニュアルを作成し職員に周知、研修を行うとともに、必要に応じた見直しを行っている。

< a 評価項目 >

- マニュアルに基づいて衛生管理が適切に実施されており、そのための確認・点検する仕組みが確立されている。
- 衛生管理について、担当者等を中心にした検討や職員に対する意識啓発の取組を行っている。

Ⅱ－3－(1)－⑥

不審者の侵入時等に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、不審者が施設内に侵入した場合の対応マニュアルの整備状況及び、そのマニュアルに基づく職員研修の実施等を評価します。
- 不審者が侵入した場合には、子どもの安全を確保すると同時に警察への通報等、さまざまな対応が求められることとなります。
- そのため、万が一に備えて対応フローや緊急連絡先の一覧、救急処置に関する知識と実践方法、保護者等との連絡方法や連絡網等についてマニュアル化しておくことが必要となります。
- また、マニュアルに沿った対応が確実に行われるよう、日頃より職員におけるマニュアルの周知やそのための研修の実施等が継続的に確保されていることも求められます。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 不審者の侵入時における対応マニュアルが整備されている。

< a 評価項目 >

- 警察等との連携のもとでマニュアルに基づく職員に対する研修が行われている。
- マニュアルは必要に応じて見直しが行われている。

Ⅱ－3－(1)－⑦

日々の保育の中で健康管理についてはマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの健康状態に応じて実施している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 登所時や保育中の健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施することが大切です。
- そのためには、常に保護者から既往症や予防接種の接種状況等、子どもの健康状態に関する情報を得られるような取組が必要となります。
- また、子ども一人ひとりの健康状態は関係職員間でその情報が共有されることが大切です。
- あわせて、組織として子どもの健康管理に関する基本的なマニュアルを整備、それぞれの職員が必要な知識等を習得しておくことが必要となります。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 既往症や予防接種の状況について常に保護者から情報を得られるように努めている。
- 子ども一人ひとりの健康状態に関する情報が関係職員に周知されている。
- 体調のすぐれない子どもについては、その日の過ごし方について柔軟に対応している。
- 必要に応じて、保育所での子どもの健康状態を保護者に伝え、降園後の対応について話し合っている。
- 子どもの体調悪化・けが等についてはとくに留意して保護者に伝えている。

< a 評価項目 >

- 健康管理に関するマニュアルがある。

言葉の定義

健康管理：健康管理とは、①子どもの状態の把握とその状態に対する対応、②子どもの状態に応じた保育の継続性への配慮、③子どもの状態に応じた医療面の対応、④家庭及び地域との保健面の連携、である。子どもの健康状態を適切に判断し、体調のよくない子どもに適切に対処することも重要である。

利用者と地域とのかかわりを大切にしている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが地域の人々と交流をもつことは、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てるために大切なプロセスです。保育所は、子どもに身近な場での社会体験を積ませることを基本姿勢とし、そのために地域の理解を得るための取組を行うことが求められています。
- 子どもと地域の人々との交流は、地域と保育所の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。保育所が、地域社会の一員としての社会的役割を果たし、同時に地域の協力の中で子どもを育てていくためにも、地域の理解を得るための積極的な取組が必要です。
- 本評価基準では、子どもと地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。子どもに社会体験を積ませる具体的な取組と同時に、地域に対して、保育所や子どもへの理解を求めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、保護者等に提供している。
- 地域の人々に向けた、保育所や子どもへの理解を得るための日常的なコミュニケーションを心掛けている。

< a 評価項目 >

- 子どもが地域の行事や活動に参加したり、地域の社会資源を利用したりする等の機会を設けている。
- 中高生などの保育体験を受入れるに当たり、受入れの意義や方針を明示し、職員に周知するとともに、マニュアル作成、担当者の設置等の体制整備を行っている。

言葉の定義

地域：基本的には保育所がある町内等、自治会がカバーするようなコミュニティーを想定しているが、保育所と時間的、距離的、かつ住民意識としてつながりをもちうる範囲をすべて指す。

保育体験：中学、高校等のクラブ活動を含む正規の教育課程、または市町村の保健事業としての思春期における保健活動体験事業において実施される、保育所における活動体験を指す。ボランティアの受入れは該当しない。

地域住民の育児支援のために施設の利用や情報提供をしている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域との関わりを深める方法として、保育所がもつ専門的な技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。
- 具体的には、電話・ファックス・来園による子育て相談窓口、障がい児やその家族等に対する相談支援事業、子育て支援サークル、地域の保健所や保健センター等と連携した支援事業等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動が挙げられます。
- また、保育所のこのような活動を地域へ知らせるための取組も評価の対象となります。
- 保育所の規模によって、具体的な取組はさまざまだと思いますが、本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- さらに、本評価基準では、保育所が地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な子育て支援の要望を把握するための取組を積極的に行っているかどうかを評価します。
- なお、本評価基準では、保育所が独自に行う取組を評価します。行政からの依頼によりサービスを新規受託することは、評価の対象ではありません。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。
- 園の運営状況等についての情報を求めに応じて公開できるようにしている。
- 子育てに関する情報や、保育所の子育て支援の事業に関する情報を地域に提供するために、ホームページ、パンフレットや要覧、情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体があり、パンフレット等については園児の保護者以外であっても入手が可能な状態となっている。

< a 評価項目 >

- 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な子育て支援の要望の把握に努めている。
- 保育所としての機能や専門性を、地域に還元している。

言葉の定義

情報：保育所の保育方針、保育所における一日の過ごし方、年間行事予定、職員の状況その他保育所が実施している保育の内容に関する事項等をいう。

Ⅱ－４－(1)－③

関係機関等との連携が適切に行われている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所の役割や機能を達成し、保育サービスの質を向上させていくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携が必要となります。ここでいう「関係機関・団体」とは、保育サービスの質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、保健センター、病院、学校、地域内の他の保育所、子育て支援センター等、民生委員・児童委員や自治会等の地域団体、ボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- ここでは、職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価を行うとともに、関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。
- また、子どもに対してより良い保育を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。その上で、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。本評価基準では、関係機関・団体との連携について、取組状況を評価します。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとでケース検討会を開催している、地域の連絡協議会に参加している、地域内の他組織と連絡会を開催している、等が挙げられますが、子どもの保育の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。保育事業を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等が挙げられます。
- なお、ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となりますが、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。
- 特に、保育所においては、職員間の話し合い等の連携、虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、照会、通告を含む児童相談所など関係機関との連携体制などが他の種別にはない重要な取組となります。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

< 評価項目 >

- 虐待対応も含め、子どもの保育の様々な場面に対応できるよう、連携を図るべき当該地域の関係機関・団体が特定され、連絡や協力が可能な状態に

- ある。
- 職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。
- < a 評価項目 >
- 地域の関係機関・団体とのネットワーク内で共通の問題に対して、解決に向け、協働して具体的な取組を行っている。
- < 特記項目 >
- 医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員や自治会等の地域団体等関係機関・団体と連絡会等を行っている。

ボランティア受入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの保育所が、様々な形でボランティアを受入れ、地域の人々との交流を図っていると思われませんが、保育所側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。
- 本評価基準では、まず、組織としての基本的考え方・方針について、明文化されているかどうかを評価します。ボランティアに関する組織としての姿勢や受入れの目的、業務の範囲等が明文化されていることが必要です。明文化された文書によって全職員がその意義や方針を理解することが目的です。
- 次に、ボランティア活動が不測の事故などに結びつかないためにも、保育所側の体制が整っていることが求められます。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要で、子どもや保護者への配慮も求められます。また、ボランティアは福祉の専門職ではないので、注意事項等の説明が十分でない場合には、トラブルになったり不測の事故が起きる危険も潜んでいます。
- 本評価基準では、ボランティアの受入れに関する担当者の設置と、登録手続き、ボランティアの配置、保護者等への受入れの意義・方針等の事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への受入れの意義・方針等の事前説明、実施状況の記録等に関する手順等が定められているかを評価します。
- 評価方法は、ボランティア受入れにあたっての手順や流れ、保護者等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- ボランティア受入れに関する意義・方針を明文化するとともに、会議等で職員に説明している。
- ボランティア受入れに関する担当者が設置されている。

< a 評価項目 >

- ボランティア受入れについて、登録手続き、ボランティアの配置、事前説明等に関して、手順等が定められている。

< 特記項目 >

- ボランティアに対して必要な研修を行っている。

言葉の定義

ボランティア：参加者の任意による保育所における活動を指す。学生によるもの、中学・高校のクラブ活動によるもの等を含む。

受入れ担当者：恒常的と随時を問わず、ボランティアとの関わり（受付、調整、指導）を主として担当するよう、特に定められた職員。

Ⅲ－１－(1)－①

利用者へのプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、その実際を行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。利用者のプライバシー保護については、利用者尊重の基本であり、例えば、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。利用者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 職員に対し、利用者のプライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解させること、場面に応じた留意点に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。
- サービス場面ごとに作成されている手順書の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、本評価基準での「規程・マニュアル等」と認めることができます。
- 施設・設備面での工夫も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて全体を評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 利用者のプライバシー保護について、規程、マニュアル等の整備や、施設・設備面での工夫等、組織として具体的に取り組んでいる。

< a 評価項目 >

- 利用者のプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。
- 規程・マニュアル等に基づいたサービスが実施されている。

Ⅲ－1－(1)－②

利用希望者の保育所選択においては、必要な情報を提供している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を提供することが求められています。
- ここでのいう情報とは、複数の保育所の中から利用者が自分の希望に沿ったものを選択するための資料となるような、利用者の視点に立った情報を指します。
- 保育サービスがわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学・体験希望者への対応等、利用者が情報を簡単に入手できるような取組、利用者にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 本評価基準では、保育サービス等について組織が積極的に情報提供を行うことを求めています。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 組織を紹介したホームページを作成したり、理念や保育サービスを紹介した資料を、公共施設等多数の人が手にすることができる場所に置いたりするなど、選択に資する情報提供を行っている。
- 利用希望者の見学、体験利用等の希望に対し、柔軟に対応している。

< a 評価項目 >

- 保育所を紹介する資料等は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とするよう工夫している。

< 特記項目 >

- サービスの選択においては、強制的・画一的にならないような取組をしている。

Ⅲ－１－(1)－③

保育サービス開始の同意を得るにあたり、サービスの内容や家庭との連携、保健や健康管理等について、保護者等にわかりやすく説明を行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、サービス開始時に、保護者等同意を得るにあたり、わかりやすく説明を行っているかどうかの評価のポイントとなります。
- 保護者等に対する説明は、どの保護者に対しても、組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 利用の説明にあたっては、保育サービスや料金等が具体的に記載された説明資料等を作成して、保護者に説明している。
- 利用開始にあたっては、保育サービスや料金等について保護者等の同意を得ている。

< a 評価項目 >

- 資料の作成や説明にあたっては、保護者が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。

< 特記項目 >

- 保育サービスの選択については、強制的・画一的にならないようにしている。

Ⅲ－１－(1)－④

入園時に、子どもの生育歴、既往症、発達状況、家庭状況や課題を把握するために、子どもと保護者との面接等を行い、保育に活かしている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの状況を正確に把握することは、指導計画作成の基本となる重要なプロセスです。身体状況や生活状況等を組織が定めた統一された様式によって把握する必要があります。
- 利用開始直後には、事前に把握していた内容が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れた計画的なアセスメントが行われる必要があります。
- 評価方法は、訪問調査において、聴取、子ども数名分の児童票や記録等文書確認によって行い、利用開始前に誰がどのような形でアセスメントを行ったか、利用開始前の情報と開始後の状況に違いがあった場合に、どのような手順で対応しているか、それらの情報はどのように記録されているか等を確認します。
- また、アセスメントの内容を踏まえて、保育場面ごとに子どもの状態を具体的に確認し、配慮すべき事項や課題があるかを検討します。
- 保育所においては、子どもの発達について理解した上で、それぞれの子どもの特性に応じた課題を明らかにする必要があります。
- 子ども全てについて、個別に具体的な配慮すべき事項や課題が明示されていることが求められます。また、保育実施については、指導計画に記載された課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を確認し、その実施状況の記録等で判断することとなります。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の児童票や指導計画、それに対する記録等の書面を確認します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 入園時に、子どもの生育歴、既往症、発達状況、家庭状況等を把握するために、子どもと保護者との面接等を行っている。
- 利用開始後も入園の際に把握した状況等を確認するため、子どもと保護者との面接等を行っている。
- 面接等の結果を記録している。

< a 評価項目 >

- 把握した結果に基づき、子ども一人ひとりに必要な配慮や課題が明示され、保育に活かしている。

< 特記項目 >

- 把握の方法等について見直しの時期と手順を定めている。

Ⅲ－1－(1)－⑤

家庭への移行等にあたり、その後の保育の継続性に配慮した対応を行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

○保育終了後も保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、保護者等に伝えておくことも保育の継続性を確保するための対応策です。

○評価方法は、訪問調査において事例の記録等の確認を行います。

評価の着眼点**< b 評価項目 >**

保育が終了した後も、組織として保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。

< a 評価項目 >

保育終了時に、保護者に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行っている。

Ⅲ－２－(2)－①

利用者からの意見・要望等に対して、受入れの環境が整い、迅速に対応している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、組織として保護者が相談したり意見を述べたりしやすいような方途をどのように構築しているか評価します。
- 具体的には、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置する等、専門的な相談、あるいは組織に直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 取組を実効あるものにしていくためには、保護者等に十分に周知されている必要があります。利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にした上で、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査によって組織としての取組を聴取し、書面や実際の保育所内の見学等で確認します。
- また、本評価基準は、苦情に限定されない保護者からの意見や、提案への対応について評価します。意見や提案に対して迅速な対応体制を整えることが、保護者からの信頼を高めることにつながります。
- 組織には、保護者からの苦情のみならず、意見や提案から組織の改善課題を発見し、保育の質を向上させていく姿勢が求められます。
- 意見や提案を受けた後の手順や、具体的な組織内での検討等対応方法、記録の方法さらには保護者への経過と結果の説明、公表の方法などの対応方法や仕組みをつくるとともに、必要に応じ見直しを行うことが必要となります。
- 対応方法や仕組みに沿って対応を図ることはもとより、保護者からの意見や苦情を、実施する保育サービスの改善につなげていかなければなりません。
- 本評価基準では、対応方法や仕組みの構築のほか具体的に保育の改善につなげている取組も含めて評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 保護者が、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。
- 保護者等に、その文書を配布したり、わかりやすい場所に掲示するなどしている。
- 保護者の意向に関する調査を定期的に行っている。
- 意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討について規定している。
- 相談や意見を述べやすいように、職員の対応方法の工夫や日常的な言葉かけなどの配慮を行っている。

< a 評価項目 >

- 対応方法や仕組みに沿った取組がなされており、意見や提案のあった保護者には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- 必要に応じ、対応方法や仕組みの見直しを行っている。
- 意見等を保育の改善に反映している。

Ⅲ－２－(2)－②

苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、各福祉施設の最低基準においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。本評価基準では、これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能しているかどうかを評価します。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置、④意見箱の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 苦情解決の手順については、苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知しているかどうか、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録しているかどうか、苦情を申し出た利用者等に経過や結果を説明しているかどうか、苦情を申し出た利用者等に不利にならない配慮をした上で公表しているかどうか、等が評価のポイントとなります。
- 組織が苦情解決への取組を、利用者保護の視点と同時に、福祉サービスの質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。
- さらに、本評価基準では、苦情を具体的に保育の改善につなげている取組も含めて評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置、意見箱の設置）を整備している。
- 苦情解決の仕組みを説明した資料を保護者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- 苦情への検討内容や対応策を、苦情を申し出た保護者等に必ず説明している。

< a 評価項目 >

- 苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公開している。
- 苦情を保育の改善に反映している。

Ⅲ－3－(1)－①

保育所全体のサービス内容について自己評価等の体制を整備し、評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 福祉サービス（保育）の質の向上は、P（P l a n・計画策定）→D（D o・実行）→C（C h e c k・評価）→A（A c t・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。
- これを具体的に示すと、改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更、となります。
- この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「保育サービス」とは、個別の子どもに対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。
- 本評価基準は、現在の保育サービスを正しく評価するための組織としての体制整備に焦点をあてています。保育の質の向上や改善のための取組や、保育サービスについての定期的な自己評価等を職員参加により行っていることが求められます。
- また、本評価基準では、実施した自己評価、第三者評価等の結果を組織がどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価します。
- 評価方法は、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれに基づく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 定例会の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に（年に複数回）意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取組を行っている。
- 定められた評価基準に基づいて、年に1回以上自己評価等を行っている。
- 職員の参画により評価結果の分析を行っている。

< a 評価項目 >

- 分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。

言葉の定義

自己評価：基本的には個々の保育士についてではなく、園全体としての自己評価を指す。個々の保育士全員の自己評価を園全体で実施して、園の保育に反映させている場合などは園としての自己評価と見なす。

Ⅲ－3－(1)－②

自己評価等により明確になった課題に対する改善策・計画を立て実施している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善計画を実行しているかどうかを評価します。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて段階的に解決へ向かって対応していくことが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、改善課題についての評価結果に基づいた改善策、改善計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して行います。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。

< a 評価項目 >

- 改善策や改善計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っている。

Ⅲ－3－(2)－①

利用者に関する記録の管理体制が確立している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 保育所が保有する利用者の情報は、個人的な情報であり、その流出は利用者には大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。ここでの情報とは、保育や相談、又は保育所入所代行業務により知りえた子どもの個人的な心身の状況、家庭の生活状況、親の心身の状況等に関する情報を指します。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際の規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、利用者への配慮等が必要です。
- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。
- 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」は、個人情報に関する基本的概念等、理解しておかなければならない関連法令です。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 守秘義務の遵守を職員に周知している。
- 利用者の記録の保管、保存、廃棄に関する規程が定められている。
- 個人情報の利用目的の明示や、保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。

< a 評価項目 >

- 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し、教育や研修が行われている。
- 利用者に関する記録の管理が適切に行われている。

家庭の状況や保護者との情報交換の内容を適切に記録している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていることを評価します。
- 保育所と保護者との情報交換の内容には、関係職員全員で共通理解をもっておく必要があるものも多いため、記録されていることが必要となります。
- また、情報公開が求められた場合には、状況に応じて守秘義務に抵触しない範囲で記録を公開しなければならないことも想定されるため、記録は欠かすことができません。
- なお、記録にあたってはどのような内容は記録に残さなければならないか、といった基準を明確に設け、記録する内容について職員間でばらつきが生じないようにすることが大切です。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

< a 評価項目 >

- 記録にばらつきが生じないための工夫を行っている。

A-1-(1)-①

保育所保育指針に基づき、保育課程、年間保育指導計画及び月間指導計画を作成し、整合性を図っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育課程は、入所している子どもが入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任のもとに作成されるものです。
- 本評価基準では、保育課程及び指導計画が保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成されているかを評価します。
- また、指導計画については、一人ひとりの子どもについてその特性に応じた保育を行うため、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、策定することが求められます。
- 本評価基準では、子ども一人ひとりに着目した指導計画について、総合的な視点から策定するための組織としての仕組みの整備と、計画策定にあたっての具体的な保育内容等の留意点について評価を行います。
- 計画策定の仕組みとは、担当保育士が単独で内容を決定するのではなく、管理職を含めた合議によって一人ひとりの子どもの特性を幅広く捉える、計画の内容について責任を明確にする等を指し、その仕組みが組織として確立していることが求められます。
- 計画策定にあたっての留意点とは、保育においては、集団での保育としての取組の中で一人ひとりの子どもの特性を尊重することが求められているため、そのための具体的な留意点を指します。
- さらに、本評価基準では、保育課程及び指導計画において整合性が図られているかを評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 保育課程及び指導計画が、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成されている。
- 年間及び月間指導計画に基づいて保育が実施される仕組みが構築されている。
- 保育課程と指導計画において、整合性が図られている。

< a 評価項目 >

- 子どもの成長状況や特性を把握し、それに基づく配慮事項や成長に合わせた保育内容を立案する際、関係職員の合議等を行って指導計画を策定している。

言葉の定義

保育課程：各保育所の保育の方針や目標に基づき、保育所保育指針第2章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、第3章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が保育所生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、編成されるもの。

A-1-(1)-②

月に1回以上指導計画の評価を行い、その結果を次の指導計画に活かしている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 指導計画は、組やグループを担当する保育者が、保育計画に基づいて作成する具体的な実践計画です。
- 子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を図るためには、策定した指導計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- そのために、指導計画の評価・見直しに関する組織として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- 指導計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な援助や解決方法の有効性等について検討しますが、変更に関する保護者の意向への配慮も必要です。
- また、定期的に指導計画の評価を行った上で、その結果を踏まえた見直しや、次の指導計画を作成することが必要です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば指導計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 指導計画の立案や見直しの時期、計画策定の会議における職員参加、保護者の意向把握と同意を得るための手順など、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 評価は、定例の会議・ミーティングを含め、関係職員（組やグループを担当する職員と施設長・主任等）の意見を聞くための仕組みを設けて行われている。
- 評価の記録については、職員間で共有する機会を設けている。
- 月に1回以上、指導計画の実践状況について評価を行っていることが記録（指導計画・会議録・日誌等）に残されている。

< a 評価項目 >

- 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 評価の結果が指導計画に活かされている。

< 特記項目 >

- 記録する職員で記録内容にばらつきが生じないように工夫をしている。

言葉の定義

評価：保育の評価には、①保育を通した子どもの育ちの実態について、②保育者自らの保育（ねらい・内容・環境構成・援助など）が適切であったかどうかについて、という二つの側面がある。

評価を次の指導計画に活かす：さらなる改善への重要な過程であり、前の計

画の反省や評価が次の計画に反映されていること。

A-1-(1)-③

1・2歳時の保育において養護と教育が一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針では、3歳未満児（1・2歳児）保育に取り組む上での基本を、3歳未満児の保育の配慮事項として示しています。
 - ・感染症にかかりやすいので、日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。
 - ・生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。
 - ・探索活動が十分できるように、活動しやすい環境を整え、様々な遊びを取り入れること。
 - ・子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止め、友だちの気持ちや友だちとの関わり方を丁寧に伝えていくこと。
 - ・情緒の安定を図り、子どもの自発的な活動を促していくこと。
- 本評価基準は、1・2歳児の保育における養護と教育が一体的に展開されているかについて評価するものです。保育所保育指針において就学前の保育が生涯にわたる「生きる力の基礎を育む」とされていることから、1・2歳児の子どもにとってふさわしい環境の整備や保育へどのように取り組まれているかを評価します。
- 1・2歳児の保育においては、その発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣が身につくよう、配慮することが必要です。
- その際、子どもの自我の育ちを支えられるよう、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重することや、周囲の環境や人・ものへの探索行動を存分にできるよう、安全に配慮しながら環境を整備したり、保育士が関わったりすることが求められます。
- 評価にあたっては、以上のことを踏まえ、保育者の個別の関わりや保育室の環境、個別の指導計画や記録に配慮・工夫しているかどうかを評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 心身の状態が把握され、日常の状態の観察を行うなど、保健的な配慮をしている。
- 子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣を身につけられるような配慮がされている。
- 基本的な習慣について、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して関わっている。

< a 評価項目 >

- 探索活動が十分に行えるような環境が整備され、子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう保護者が関わっている。
- 子どもが自我の育ちを受け止めるとともに、子ども同士のもめごと等に対して保育者が適切な関わりをしている。

<特記項目>

- 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりがある。
- 「自分で」と言ったり、「いや」と拒否したりするなど、自己主張が強くなるが、自我が順調に育っている証拠であり、保育士等は子どもの気持ちをしっかりと受け止めている。
- 子どもの状態や育ちについて保護者に伝えるとともに、保護者の相談に応じる等、家庭と連携した取組みや配慮がなされている。

言葉の定義

養護と教育 「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。また、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の五領域から構成される。この五領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。

A-1-(1)-④

3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針では、3歳以上児（3・4・5歳児等）保育に取り組む上での基本と配慮事項を以下のように示しています。
 - ・基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。
 - ・遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促され、興味や関心が戸外にも向くようにすること。
 - ・けんかなど葛藤を経験しながら、次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。
 - ・生活や遊びを通じて、決まりの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう配慮すること。
 - ・自然とのふれあいにより、豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われ、自然との関わりを深めるよう工夫すること。
 - ・自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけること。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。
 - ・感じたこと、思ったこと、想像したことなどを様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、環境の設定に留意すること。
 - ・保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基盤を培うようにすること。
- 本評価基準は、3歳以上児の保育における養護と教育が一体的に展開されているかについて評価するものです。
- 3歳から就学前までの子どもの保育は、その発達的特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図るとともに、友だちや他の人々との関わりが深まり、ものごとへの関心を高めていくことができるよう配慮することが必要です。
- 保育所保育指針に5領域として示されている内容を、生活や遊びを通して総合的に身につけられるよう計画を立て、実践することが求められます。
- その上で、まず集団の中で安定して過ごすことができるようになることから、自己を十分発揮できるようになる段階を経て、友だちと協力して何か一つのことをやり遂げるような、協同的な活動ができる段階に至るよう、保育環境を整え、計画することが重要です。
- 評価にあたっては、以上のことを踏まえ、保育者の個々の子どもならびに集団への関わり方や保育室の環境、指導計画・個別記録・これまでの諸記録について、配慮や工夫をしているかどうか等の評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣の定着が図られている。

< a 評価項目 >

3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心として興味、関心のある活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切に関わっている。

4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切に関わっている。

5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切に関わっている。

< 特記項目 >

子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

A-1-(1)-⑤

小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮されている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針によって、保育所児童保育要録を小学校に送付することが求められるとともに、生活や発達の連続性を踏まえ、小学校との積極的な連携を行うことがますます重要になっています。
- 更に重要なことは、子どもの発達の連続性を見据えた上で、保育所における保育が行われていること、子どもたちの生活が小学校へつながるものとして考えられ、その姿が保護者や学校に伝えられていることです。その意味では、子どもたち全体に対してどのような計画が立てられ、保育が行われているかがポイントです。
- 本評価基準では、小学校との連携や就学を見通した保育がどのように行われているか、その計画・内容・方法についてと、保護者に対してどのような関わりがされているかを評価します。
- ここでは、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。
- また、活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活や遊びを通して、自然な形で子どもたちが認識されるよう配慮されることが必要です。
- 保育者が小学校教員等と交流したり、合同で研修したりすること、就学することについての保護者の不安を取り除き、期待と見通しが持てるようにすることなども重要です。
- 可能な範囲において、子どもたちと小学生との交流などが計画・実行されることが望まれます。
- 評価にあたっては、指導計画等に小学校への連携や就学に向けた取組みが記載されているか、子どもの好奇心に答え、友だちと興味関心に沿った協同的な活動に取り組んでいるか、小学校との連携や研修・協議などを行っているか、保護者に対して小学校以降の生活を見通せるような関わりを持っているかなどをもとに評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- 子ども同士で問題を解決し、協力して何かを作り上げるような活動がされている。
- 何かに挑戦したり、知的好奇心を伸ばすような活動がされている。

< a 評価項目 >

- 小学校のことについて知ったり、小学生と交流したりすることで、子どもが小学校以降の生活について見通しを持てるようにする機会が設けられている。
- 保育者が小学校教員と意見を交換したり、合同で研修したりする場が設けられている。

< 特記項目 >

- 保育者等が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるような場が設けられている。
- 保育所児童保育要録の作成にあたって、施設長の責任のもとに関係する職員が参画している。

言葉の定義

小学校との連携：小学校就学前の子どもの育ちをそれ以降の生活や学びにつなげていくことは保育所の大切な役割である。保育所保育指針第4章では、「小学校との連携」として、「小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること」、「子どもの育ちを支えるための資料」となる「保育所保育児童要録」を保育所から小学校へ送付することになっている。

A-1-(1)-⑥

定期的に個別計画の評価を行い、その結果を次の個別計画に活かしている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 個別計画は、指導計画を補足する形で、一人ひとりの子どもの生育歴、心身の発達及び活動の実態などに即して立てる実践計画です。
- 個別計画は、児童票等の中で発達状況、保育目標、生活状況に加えて記録され、あるいは指導計画の中で記録されるなどして確認できることが必要です。
- 個別計画は、定期的に保育の評価を行ったうえで、その結果を踏まえた見直しが必要です。
- 本評価基準では、個別計画の定期的な評価やその結果の反映状況等について評価を行います。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の個別計画やそれに関連する記録等を書面で確認します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 0～2歳児については、定期的（月に1回以上）に個別計画の実施状況の評価を行っていることが記録（指導計画・会議録・日誌・児童票等）に残されている。
- 3～5歳児については、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに応じて定期的に（四半期に1回以上）評価を行っていることが記録（指導計画・会議録・日誌・児童票等）に残されている。
- 評価は、定例の会議・ミーティングを含め、関係職員（組やグループを担当する職員と施設長・主任等）の意見を聞くための仕組みを設けて行われている。
- 評価の記録については、職員間で共有する機会を設けている。

< a 評価項目 >

- 評価の結果が指導計画・個人別計画に活かされている。

< 特記項目 >

- 記録する職員で記録内容にばらつきが生じないように工夫をしている。

A-1-(2)-①

内科検診、歯科検診、身体計測等（以下、「健康診断等」という。）の結果を保護者に知らせ、重要部分については保護者に説明し、同意を得るとともに、結果について保育での配慮がされている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 健康診断等は、医学的観点から保育生活のあり方を検討する資料を提供するものであり、健康診断等の結果が保育に反映されないと、場合によっては子どもに危険な事態を招くことも考えられます。
- そのため、嘱託医による診断結果は、保育現場に確実に伝達することはもとより、嘱託医からの助言・指導等を受け、保育内容等に十分配慮していくことが必要となります。
- 本評価基準では、積極的に園側から嘱託医に意見を求める姿勢について評価します。
- あわせて、健康診断等の結果が家庭に伝達され、家庭保育において有効に作用するようになっていることも必要です。
- なお、歯科検診を特別に実施していない場合でも、嘱託医によって歯の状態を診ている場合には、本基準において評価を行います。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 健康診断等の結果が関係職員に周知されている。
- 家庭保育に有効に反映されるよう、健康診断等結果を保護者に伝達するとともに、重要部分については説明し、同意を得ている。

< a 評価項目 >

- 健康診断等の結果について、嘱託医からの助言・指導等を受け、保育での配慮に反映させている。

言葉の定義

健康診断：児童福祉施設最低基準は、健康診断を行うよう定めている。健康診断は、個々の子どもの健康状態を医学的に調べるもので、嘱託医が行うことが多い。今日では、単に疾病異常の発見のみを目的とするのではなく、子どもがいかなる健康状態にあるかをスクリーニングすることを目的としている。個々の子どもの状態を適切に把握することによって、子どもにとって望ましい保育を行うことができる。

児童福祉施設最低基準では、健康診断は、学校保健法に準じて年間2回実施することになっている。健康診断の内容は、その目的に合致したものであるべきであり、小児科学的見地からの内容が不可欠である。

歯科検診：乳幼児の歯の萌出状況、う歯（虫歯）の有無、歯列の有無、歯牙の汚れの程度を診ること。

A-1-(2)-②

アレルギー疾患等を持ち配慮を要する子どもや家庭への対応について、医師や関係機関、管理者からの助言・指導を受け保育内容や保育方法に配慮している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、アレルギー疾患等を持ち、配慮を要する子どもや家庭への具体的な保育内容や・方法について評価します。
- 配慮を要する子どもや家庭については、医師や関係機関からの助言・指導等に基づいて対応することが必要です。
- とりわけ、保育指針では、アレルギーについて原因となるアレルゲンの種類が多いことから安易な食事制限やみだりな除去食の提供をせず、必ず嘱託医(地域の事情によっては必ずしもアレルギーの専門医でなくてもよい。特に小児科医や子どものかかりつけ医の指示、あわせて嘱託医の意見、指示)などの指示を受けるようにすることを規定しています。
- 除去食の提供にあたっては、保護者の求めだけを受けて安易な判断をすることなく、必ず嘱託医等の指示のもとで対応することが必要です。
- 一方で、アレルギーによって死に至ることもあるため、入所前に保護者から十分な聴き取りを行う他、日頃から嘱託医との連携を図ることや記録での配慮等、適切な対応策を講じておくことも重要となります。
- また、全職員に配慮を要する子どもや家庭について、必要な知識や情報が周知されていることも評価のポイントとなります。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 配慮を要する子どもについては、医師や関係機関と連携を図り、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- 配慮を要する子どもについては、保育内容や保育方法において個別に必要な配慮を明確にしている。

< a 評価項目 >

- アレルギー疾患をもつ子どもについて、食事に関する配慮を要する場合、専門医による食事の内容に関する指示の下で除去食や代替食を提供している。
- 配慮を要する子どもへの食事の提供方法や誤食・誤配膳防止等について、マニュアル等を作成し、それに基づいて実施している。
- 配慮を要する子どもについて、支援の内容や子どもの反応、成長を個別に記録し、以降の支援に活かしている。

保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第4章2-(1)「保育士等の自己評価」において、「保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通してその専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない」と保育士が自らの保育実践に対する自己評価を行うことが示されています。
- 保育士等が行う自己評価は、保育実践の改善のために行うものです。評価の視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。
- また、「保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い」と、保育士の自己評価を踏まえた保育所の自己評価を行うことが示されています。
- また、「保育所の自己評価」の留意事項として、保育所の自己評価に際しては「全職員による共通理解を持って取り組むこと」とされています。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて自らの保育実践を振り返ることにより、自己評価に取り組んでいる。
- 自己評価にあたって、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む課程に配慮している。
- 保育士が自己評価により、自らの保育実践を振り返り、改善や専門性の向上に努めている。

< a 評価項目 >

- 保育士の自己評価を「自己評価ガイドライン」等に基づいて、定期的に行っている。
- 保育士等の自己評価が互いの学び合いや意識の向上につながっている。

A-1-(3)-②

子どもが健康で快適に過ごせるように、戸外遊びをはじめ園全体において整理整頓、清潔、清掃、明るさ、換気、室温等への配慮をしている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育指針では、保育の環境について、子どもの生活が安定し、活動が豊かな者になるように人的環境や物的環境等を計画的に構成し、工夫して保育を行うことが大切であることを規定しています。
- 具体的には、施設、屋外遊戯場の広さ、遊具・用具の素材、施設内の明るさ、換気、保温、清潔等の環境保健のほか、危険の防止や保育室における家庭的な親しみ、くつろぎの場といった点への配慮が求められています。
- また、ここで言う環境には「音」や「色」への配慮といった点も含まれることに留意が必要です。
- 本評価基準では、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境の整備について具体的な取組を評価するとともに、衣食住に関わる生活空間が子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎといった養護の基本を支える環境づくりに向けた取組についても評価します。
- なお、リネン等について業者へ業務委託をしている場合でも、保育所としてその委託先に対する関わり方（例えば、業務委託に関する契約内容）等によってその取組状況の評価します。
- また、眠くなったときに安心して眠ることができる場所の確保については、それらが必ずしも別の部屋として用意されていなくても、適切な場所が用意されていればよいものとします。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 園庭では幼児の運動ができる場所を確保している。
- 子どもの生活や活動に必要な明るさに配慮している。
- 必要に応じて換気や通風を行っている。
- 各部屋に温湿度計などがあり、温度・湿度に配慮している。
- 設備の管理や清掃が十分に行われ、保育所の屋内・外とも清潔に保たれている。
- 手洗い場、トイレは、子どもが利用しやすいよう整備され、安全への工夫がされている。
- 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
- 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮し、その取組を記録している。
- 子どもの安全確保のための施設整備、遊具の定期的点検を実施している。
- 子どもの目覚めやSIDS防止に対応するため、午睡中も保育者が身近にいる。

< a 評価項目 >

- 子どもの状況に応じて、落ち着いて過ごせる場所の設定や配慮を行っている。
- 自然物を取り入れて季節を感じられる工夫や、落ち着いて過ごせるよう色づかいに配慮した保育環境づくりの工夫をしている。
- 音楽や保育者の声が子どもの生活や活動に与える影響を考慮して、具体的に配慮している。

言葉の定義

寝具の消毒：保護者でなく保育所内で定期的に行うことを指す。

A-1-(4)-①

食事を教育の一環として捉え、給食時のみならず保育内容に「食育」の工夫をしている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて、一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。
- 本評価基準では、食事を介して健全育成をうながすといういわゆる「食育」の推進の取組について評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 食育に関する計画を策定し、保育内容に反映して実施している。
- 食育の計画について実践状況等の評価を行い、その結果を次計画に活かしている。

< a 評価項目 >

- 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるように配慮している。
- 子どもが食べ物に関心をもつように工夫している。

食事を楽しむことが出来る工夫をしている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて、一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。
- 本評価基準では、子どもの発達状況や嗜好に配慮して食事を楽しむことができるような保育所における工夫を評価します。
- なお、本評価基準では主として保育士による取組が評価の対象となります。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 子どもが主体的に偏食を直せるよう工夫している。

< a 評価項目 >

- 年齢や発達状況などの個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように、食事をするための雰囲気づくり等に配慮している。

< 特記項目 >

- 時には戸外で食べる等、様々な食事のスタイルの工夫がある。

A-1-(4)-③

子どもの食事の状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所が行う給食の調理方法については、子どもの身体状況及び嗜好を十分考慮したものにする必要があります。
- 本評価基準では、保育所における献立の作成や調理の工夫について具体的な取組を評価します。
- なお、本評価基準では主として調理師による取組が評価の対象となります。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- 食事やおやつは、素材から手作りしたものの提供するように努めている。
- 子どもの食事の状況を把握するため、調理担当者は食事の様子を見る機会を設けている。

< a 評価項目 >

- 食事は、季節感のある献立や食材を利用し、献立にあった食器の材質や形などに配慮している。
- 食事の残食調査を記録して、その原因把握や分析を行い、献立作成や調理の方法の改善に努めている。
- 子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した工夫がなされている。

子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所における食事は、昨今の長時間保育や夜間保育の増加もあいまって家庭における食生活を補完するものとして重要なものです。
- そのため、子どもの食生活について家庭と十分な連携を図ることが必要となります。
- 本評価基準では、子どもの食生活に関する家庭との連携についてその具体的な取組を評価します。
- なお、本評価基準では主として栄養士等による取組が評価の対象となります。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。
- 保護者に保育所で子どもの食事に配慮していること（栄養、味付け等）を知らせる取組を行っている。

< a 評価項目 >

- 保護者に園で提供する食事に対する関心を促すための取組を行っている。
- 食材や食器の素材の安全性に留意し、保護者にも伝えている。

< 特記項目 >

- 家庭での食事形態や食事内容を考慮し、献立作成に反映して給食を提供している。

A-1-(4)-⑤

子どもが主体的に活動できる環境構成（遊具、絵本、教材）を確保している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが自発的に活動するためには、第一に、子どもが自らの何かをしてみようとする気持ちを受け止め、第二に、安心して挑戦していくことができるように働きかけ、第三に、子どもが自らやり遂げたことを受け止めて子どもの満足感や達成感を共有することが重要です。
- 子どもが何かをしてみようとしていることに気づく配慮に欠けたりやり過ぎしたり、挑戦してみようとする意欲をそぐような言葉や評価を与えたり、子どもがやり遂げたことにおさなりの対応をしないといたことがないようにならなければなりません。
- また、保育環境、玩具、遊具などが、年齢や子どもの興味・関心に即して見直されることによって、その活動を援助することも大切です。
- 本評価基準では、実際に遊んでいる姿が見られたかどうか、指導計画、保育日誌などに、子どもが自発的に活動できる環境について明記されているかといった点から自発性に配慮しているかどうかを判断し、評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。
- 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- 好きな遊びができる環境が整えられている。

< a 評価項目 >

- 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけについて、職員の共通理解のもとで実践している。
- 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが検討され、用意されている。

身近な自然や社会資源と関わる取組を行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもが身近な自然や社会と関わるができるような工夫や取組を評価します。
- 具体的には、指導計画の中に保育環境や身近な自然や社会と関わるために必要な配慮・援助等が記載されているか、実際に、保育に取り入れて子どもが積極的に関わっているか、といった点を評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 子どもが身近に植物に接する機会をつくっている。
- 子どもが社会体験できる機会をつくっている。
- 季節や時期、子どもの興味を考慮して、伝統的な行事などを日常保育の中に取り入れている。

< a 評価項目 >

- 庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を保育活動に利用している。

子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育指針では、一人ひとりの子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護、世話を行い、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるようにすることを保育の方法における留意事項として示しています。
- また、子どもを受容していくためには、家庭環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分把握し、職員間での理解を深めておく必要があります。
- その際、指導計画などに、一人の子どもを受容するための援助が書かれていることが望ましく、気になる場面や記録については、①子どもの内面や状況をよく理解しているか、理解が不十分であっても汲み取ろうとしているか、②保育上の明確かつ適切な意図があるか（ただし、いずれも子どもの心を傷つけたりダメージを与えたりしない範囲のものでなければならぬ）、③危険がないかどうか、といった点に留意してあらためてその援助の内容を確認する必要があります。
- 本評価基準では、子ども一人ひとりへの理解を深めるとともに、受容することによって状態に応じた配慮が行われているか保育所における取組を評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 子どもには、わかりやすい温かな言葉づかいでおだやかに話すよう、職員の共通理解のもとで実践している。
- 登所時等に泣く子どもに対して、子どもの状況に応じて、子どもが安心して落ち着くように接している。

< a 評価項目 >

- 指導計画などに必要に応じて一人ひとりの子どもを受容するための援助や配慮などが書かれている。
- 気になる場面については、子どもの内面性の理解や保育上の意図、危険性などに留意して援助を行い、記録している。

A-1-(4)-⑧

基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育においては、こどもの発達に関する十分な理解と、子ども一人ひとりの特性に応じ、生きる喜びと困難な状況への対処する力を育てることを基本とする実践が必要となります。
- 本評価基準では、子どもが生活習慣を確立するため、一人ひとりの子どもに合わせて援助する姿勢や保育環境があるかどうか、子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが自分でやろうとする気持ちを育む工夫がされているかといった点を評価します。
- あわせて、保育環境、子ども同士の関係、保育者の子どもに対する配慮（言動、姿勢など）に関する工夫についても評価します。
- なお、これらの取組は保育課程や指導計画に位置付けて取り組んでいることが求められます。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 排泄での失敗時などには、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- 衣服の脱ぎ着に際して、子どもの主体的な気持ちを尊重する関わりを実践している。
- 休息時には、安心して心地よい眠りにつけるよう配慮している。

< a 評価項目 >

- 排泄は、個人差があることを十分に配慮し、その一人ひとりの子どもについて傾向や特徴を把握している。
- 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫している。
- 午睡、休息は子どもの年齢や発達を考慮し、日々の子どもの状況に応じて対応している。

A-1-(4)-⑨

子どもが年齢や発達状況に合わせて、歌やリズム、絵や文字、さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、さまざまな表現活動が自由に体験できるような配慮について評価します。
- 評価にあたっては、指導計画に、子どもが自由に表現することができるよう、保育者が配慮・工夫することが記載されているか、子ども自身がやりたいときに集中してできるような配慮があるか、表現したものと作ったものを尊重するような配慮があるかどうかといった点を記録や具体的な保育場面を見ることによって確認します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 子どもが自由に歌やリズムなどを楽しむ機会や場所を提供している。
- さまざまな素材を子どもたちが自分で使える環境が整えられている。
- 絵本の読みきかせや紙芝居などを取り入れている。

< a 評価項目 >

- 子どもの作品が保育に活かされ、大切に扱われている。
- 身体を使ったさまざまな表現遊びが取り入れられている。
- 子どもの興味・関心に応じ、さまざまな楽器を楽しめる機会や場所を提供している。

遊びや生活を通して人間関係が育つようにしている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、遊びや生活を通して人間関係を育てていくといった視点からの保育が行われているかについて保育者の関わり方や具体的な取組に着目した評価を行います。
- また、遊びや保育所外活動について保育課程・指導計画においてその目的が明確に位置付けられた上で実践されているかどうかといった点からも評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけについて検討し、職員の共通理解のもとで実践している。
- 異年齢の子どもの交流が行われている。
- 社会的ルールを身につけていくように配慮している。

< a 評価項目 >

- 子どもが園において役割を果たし、他人の役に立っていることを実感し、喜びを感じられるような取組が行われている。
- 子ども同士のトラブルは、安全を担保した上で、子どもの年齢や発達に相応した主体的な解決が図れるように援助している。

A-1-(4)-①

子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育指針では、子どもの人権に十分に配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようすることと規定されています。
- 本評価基準は、保育所における子どもの人権に対する配慮や互いを尊重する心を育むための具体的な取組を評価します。
- 本評価基準では、国や地域だけでなく、個々の地域社会や家庭のあり方の違いを含むものとします。
- また、子どもは多くの意識や行動様式を大人から学習することから、保育士だけではなく、保護者にも他者を尊重する心をもつ手本になってもらうことが必要です。そのため、保護者と日常的に言葉を交わす場面で配慮するだけでなく、保護者会などの場で具体的な共通認識をもつよう配慮することが必要となります。
- あわせて、職員一人ひとりが人権、権利擁護に関する深い理解が必要となることから研修会への参加や職員会議等で認識の共有化を図ることが大切です。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 子どもの人権を尊重した職員の子どもへの言葉遣いや接し方などについて、職員間での共通理解を図るための研修などを行っている。
- 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう、日常保育の中で配慮や指導を行っている。
- 子どもの人権や文化の違い、互いに尊重する心について、保護者にも理解してもらうような取組を行っている。
- 子どもの人権への配慮や、生活習慣、文化、考え方などの違いを関係職員間で共通理解し、互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を計画し、実践している。
- 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。

< a 評価項目 >

- 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり伝えることができるよう配慮している。

A-1-(4)-⑫

性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 男女共同参画社会の構築に向けた諸施策が進展するなか、保育においても性差による固定的な役割分担意識を助長するような対応は避けなければなりません。
- 保育指針では、子どもの性差や個人差にも留意しつつ性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないように配慮すること、と規定されています。
- 本評価基準では、保育所における具体的な配慮について、その取組を評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 子どもの態度や服装、遊び方などについて、子どもの自由な選択や意思を尊重し、職員の性差への先入観による固定的な対応を強制していない。
- 職業や家事、育児や介護等について、子どもの自由な選択や意思を尊重し、職員の性差への先入観による固定的な対応を強制していない。

< a 評価項目 >

- 性差に対する考え方や保育上の配慮について、職員間の認識共有や実践の標準化を図るための取組を行っている。

乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針では、乳児保育に取り組む上での基本を、乳児保育の配慮事項として示しています。
 - ・疾病への抵抗力の弱さ、心身の機能の未熟さから、一人ひとりの発育・発達や健康状態の適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
 - ・一人ひとりの生育歴の違いに留意し、特定の保育士が応答的に関わるよう努めること。
 - ・職員間や嘱託医との連携を図ること、また栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。
 - ・保護者との信頼関係をもとに保育を進め、保護者からの相談に応じる等保護者への支援に努めること。
 - ・担当の保育士が替わる場合には、職員間で協力して対応すること。
- 本評価基準は、乳児保育にふさわしい環境の整備や保育の内容や方法について評価するものです。保育所保育指針において「乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期」とされていることから、特に乳児期の発達特性や一人ひとりの状況に配慮した取り組みであるかを評価します。
- 評価にあたっては、保育者の関わりや保育室の環境、個別の指導計画や記録等に配慮・工夫しているかどうか等を評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 授乳は、子どもが欲しがるときに、子どもを安心させる保育者の関わりや落ち着いた環境に配慮して、ゆったりと飲ませている。
- 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人ひとりの子どもの状況に配慮して行っている。
- おむつ交換時は、衛生面に配慮しながら、子どもを安心させる保育者の関わりや落ち着いた環境に配慮して行っている。
- 一人ひとりの生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように配慮されている。
- 外気浴や戸外遊びを行う機会を設けている。
- 喃語（乳児のまだ言葉にならない声）には、ゆったりとやさしく応えている。
- 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。
- 子どもの状況に応じて、たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- 保育室は明るく衛生的で、温かな雰囲気があり、なおかつ安全性に配慮しながら、子どもが安心して人やものに関われる環境が整備されている。
- 心身の状態が把握され、日常の状態を観察を行うなど、保健的な配慮をしている。
- 個別の指導計画を作成するとともに、一人ひとりの子どもに応じた記録や評価を行っている。
- 保育士は衛生面に配慮をしながら、子ども一人ひとりの状態に応じて丁寧な関わりをしている。

< a 評価項目 >

- 全職員にSIDSに関する知識が周知されている。
- 乳児とのコミュニケーションを高めるための遊びを行っている。
- 保育者との信頼関係を醸成するために、継続的な関わりが保つなどの配慮を行っている。

A-1-(4)-⑭

長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、長時間にわたる保育にふさわしい環境の整備と具体的な保育内容・方法について評価します。
 なお、本評価基準にいう「長時間にわたる保育」とは特別保育事業としての「延長保育」に限らず、通常の保育所保育が長時間にわたることも含むことに留意が必要です。
- 指導計画等に長時間保育についての位置付けがなされていることを基本として、家庭的な雰囲気やくつろぎをつくりだすための工夫や実際の効果を評価するほか、職員間の引き継ぎや保護者との連携について子どもの健康状態、保護者に伝えるべき事柄、保育上の留意点等が確実に引き継ぎ、伝達されているかといった点を評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 子どもがくつろぐことができる環境や個人個人で遊ぶことができる遊具・玩具などがある。
- 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。
- 保護者との連携を密にして、子どもの生活リズムに配慮している。
- 一人ひとりの子どもの要求に応じて、情緒の安定を図る関わりを行っている。

< a 評価項目 >

- 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- 子どもの状況について、職員間の引き継ぎを適切に行っている。
- 献立表にその日の夕食や軽食の内容が記載されている。

A-1-(4)-⑮

障がい児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮している。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、障がい児保育にふさわしい環境の整備と具体的な保育内容・方法について評価します。
- 評価のポイントとしては、障がい児とそれに係わる保育に関することについて保育所全体で定期的に話し合う機会を設けていることや、年に1回以上、その内容が保育所全体で共有されるような職員研修の取組がある等、組織的な対応が図られていることのほか、子どもが受けている医療や療育に同行する、あるいは手紙等で相談し、助言を受ける、専門家の巡回訪問相談がある、専門家との事例研究会を行っているなど必要に応じて医療機関や専門機関から相談や助言を受けていることがあげられます。
- また、保育の方法や内容について、日常的に保護者と話して理解を得ることや、子どもの発達状況・課題発達について情報を共有し、認識の相違をなくすよう努めているといった保護者との連携も重要なポイントとなります。その際、医療機関や専門機関による療育方針・方法を共有している、あるいは専門機関の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介するといった取組も必要です。
- 加えて、連絡帳、送迎時の日常的な情報交換のほか、個人面談などを通じて家庭と保育所それぞれにおける子どもの姿について情報を交換し、共有している（日常的に保護者に保育所での子どもの様子を話しているか、保育所は家庭での様子を理解しているか）ことが大切です。
- あわせて、保育所の保護者全体に対しても障がい児保育への正しい認識ができるような取組も重要な視点となります。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 障がい児の特性に合わせた園での生活についての配慮に関する計画が立てられている。
- 障がい児保育にふさわしい環境の検討やそれに基づく配慮を工夫している。
- 障がい児保育について保育所全体で定期的に話しあう機会を設けている。
- 継続的な配慮がなされるよう、支援の内容や子どもの状況の推移に関する記録が行われるとともに、それをふまえた計画策定がなされている。
- 障がい児の対応やケアについては、必要に応じて医療機関や専門機関に相談し、助言を受けている。

< a 評価項目 >

- 障がい児保育に携わる者は、障がい児保育に関する研修を受けている。
- 障がい児保育に関する正しい認識が醸成されるよう、園の保護者に適切な情報を伝えて啓発している。
- 障がいのない子どもの障がい児への関わりに対して関係職員間で検討し、具体的な配慮を実践している。

A-2-(1)-①

一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子育て相談に応じたり、個別面談を行うなど保護者に対する育児支援の取組状況について評価します。
- 子育て環境が大きく変化するなか、保育所には従来にも増して専門的な子育て相談機能が期待されています。
- 具体的には、送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換のほか、別途、必要とする保護者の子育て相談に応じたり、個別面談の機会を設ける等、積極的な取組を行っている点を評価します。
- 実際の評価にあたっては、全入所児童の保護者への案内や、各クラスでの実践実績があるかどうか、日常的に情報交換がなされていることを掲示や記録などによって確認します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っており、記録等によってそのことが確認できる。

< a 評価項目 >

- 子育て相談に応じたり、個別面談の機会を設ける等、積極的に保護者に対する子育て支援を行っている。

< 特記項目 >

- 子育て相談や個別面談の内容が記録され、必要に応じて各種計画や配慮事項に反映されている。

言葉の定義

個別面談：時間を設定して行うもので、かつ記録が残るもの

A-2-(1)-②

子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの発達（育ち）の過程や問題、育児（子育て）の方法等については、保育所と保護者とが共通理解をもたなければなりません。
- そのためには、日常的な対話や懇談会のほか、保育実践の場面に保護者が参加することも大切です。
- 保育参加とは、保護者が保育実践に直接に加わることをいい、保育を観るだけの保育参観に対して、保育参加は直接子どもとふれあい、働きかけるチャンスが与えられるものです。
子どもからの反応も直接的に実感できることから、子どもの発達や育児をともに考える良いチャンスであると考えられます。
- 本評価基準では、日常的な対話や懇談会のほかに保護者の保育参加等、保護者と保育所が子どもの発達（育ち）の過程や問題、育児（子育て）の方法等について共通理解を得るための機会を積極的に設けていることを評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

懇談会等の話し合いの場を設けている。

< a 評価項目 >

保護者の保育参加等、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

A-2-(2)-①

一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、一時保育における一人ひとりの子どもへの配慮や、通常保育との関連について具体的な取組を評価します。
- 具体的には、一時保育のための受入れ場所の確保といった環境面での配慮に加え、保護者とのコミュニケーション、通常保育の子どもたちとの交流等、一時保育の方法についても評価します。

評価の着眼点

< b 評価項目 >

- 一時保育の受入れ方法を検討し、それに合わせて受入れ場所などを工夫している。
- 保護者との連携により、一人ひとりの子どもの日々の状態を把握している。
- 必要なケースについて、保護者からの相談に応じている。

< a 評価項目 >

- 保護者とのコミュニケーションを十分にとり、記録している。
- 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。

< 特記項目 >

- 一時保育のための担当者が決められている。

言葉の定義

一時保育：「保育対策等促進事業実施要綱」によれば、「保育所に入所していない乳幼児に対する一時的な保育」であり、これに「自主的に取り組む場合に補助を行う対象」は、「児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない乳幼児のうち、以下のいずれかに該当するもの。①保護者の勤務形態により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童、②保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童、③保護者の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により、一時的に保育が必要となる児童」となっている。

通常保育：児童福祉法第39条に規定される「保育に欠ける」乳幼児が市町村を通して当該園に入所して受けている保育のことである。